

見積書提出依頼

令和6年4月16日

件 名	令和6年度北部ダム統合管理事務所安波ダムエレベータ設備点検整備作業
数 量 等	別冊「仕様書」のとおり
履 行 期 限	契約締結の翌日から令和 7年 3月 31日
見 積 書 提 出 期 限	令和6年4月23日 13時30分
見 積 書 提 出 先 (担 当 窓 口)	北部ダム統合管理事務所 総務課 契約係 e-Mail : 送信先については、事前に担当者へ確認すること。 TEL : 0980-53-2442 FAX : 0980-53-2443
留意事項	<ol style="list-style-type: none">1 別添『オープンカウンター方式試行要領』熟読のうえ、見積書を作成して下さい。2 質問書及び見積書は、上記担当窓口へe-Mail又は、書面(様式自由)により提出してください。(FAX等により提出する場合は、事前にご連絡ください。)3 質問受付・回答期間は下記のとおりとし、質問者へはメールで回答し、回答書は期間内、総務課において閲覧に付します。 質問受付期間 令和6年4月16日(火)から 令和6年4月19日(金)15時まで 質問への回答 令和6年4月16日(火)から 令和6年4月22日(月)15時まで4 見積書は任意様式としますが、下記についてご留意下さい。<ul style="list-style-type: none">・提出日、上記件名を記載して下さい。・見積書に記載する宛名は、「分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所長 中園 幸樹」として下さい。・会社名、代表者役職名及び氏名を記載し、代表者印の押印をお願い致します。・押印不要の場合、会社名、代表者役職名及び氏名に加え、『本件責任者及び担当者(会社名・部署名・氏名)』及び連絡先を必ず記載してください。(※確認のため、記載連絡先には、必要に応じて、こちらからご連絡させていただく場合があります。)・見積金額については仕様書に明示された予定数量に対する総価を記載してください。(単価についても記載して下さい。)・見積書金額に消費税及び地方消費税相当額(10%)を加算した金額までを記載して下さい。なお、1円未満の端数がある場合は切り捨てることとします。5 結果通知は、契約の相手方として決定された者にのみ、期日以降、両日中をメドに電話でお知らせします。(決定されなかった者への連絡は行いません。結果を確認したい場合は、別途、総務課窓口において結果公表を行っていますので、来庁のうえご確認ください。)6 契約金額が50万円超える場合は、請書の提出が必要です。7 完了払いとします。8 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件

- ・予定価格250万円以下の工事又は製造
- ・予定価格160万円以下の財産の購入
- ・予定価格50万円以下の財産の売払
- ・予定価格100万円以下の役務

令和6年度北部ダム統合管理事務所安波ダムエレベーター設備点検整備作業 仕様書

第1条 適用

1. 本仕様書は、機械設備点検・整備共通仕様書(案)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、「令和6年度北部ダム統合管理事務所安波ダムエレベーター設備点検整備作業」(以下「本作業」という。)に適用する。
2. 本作業の履行にあたっては、本仕様書によるほか一般的な事項は共通仕様書によるものとする。

第2条 業務の概要

本作業は、安波ダムに設置されているエレベータを毎月1回定期的に点検し、必要に応じて調整・給油等を行い設備の保全並びに運用上の安全を確保することを目的として実施するものである。

第3条 準拠規定

本作業の実施にあたっては「共通仕様書」および、その他関係法令等に基づき行うものとする。

第4条 履行期間

本作業の履行期間は契約の翌日より令和7年3月31日までとする。

第5条 履行場所

沖縄県国頭郡国頭村字安波川瀬原1301-22 安波ダム

第6条 業務の範囲

本作業の範囲は、本特記仕様書第8条に示す各箇所の機器及び装置全般の点検及び保守とする。また、本特記仕様書第11条に示す定期自主検査までを含むものとする。

第7条 設備の主要仕様

本作業におけるエレベータ装置の主要仕様は下記のとおりである。

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 製造者名 | : 株式会社日立製作所 |
| (2) 操作方式 | : 単式自動方式 |
| (3) 制御方式 | : 人荷用交流制御方式 |
| (4) 台数 | : 1台 |
| (5) 積載荷重 | : 750kg |
| (6) 昇降速度 | : 60m/min |
| (7) 行程 | : 74.25m |
| (8) 停止階 | : 4箇所(1階・B1・B2・B3) |
| (9) その他 | : 地震時管制運転装置付 |

第8条 点検項目

本作業の点検項目は、下記に示す各項目とする。尚、項目に示す装置等が無いものについては削除する。また、項目に示されていない場合でも、機能確認上必要と思われるものについてはこれを充足するものとする。

点検及び保守内容については、「建築保全業務共通仕様書」によるものとする。

(1) 機械室

1	機械室環境状況
2	受電盤・制御盤・信号盤
3	電動機・巻上機
4	ブレーキ
5	乗り場選択器
6	調速機
7	地震時管制運転装置

(2) かご室

1	かご走行状態
2	外部への連絡装置
3	停電灯装置
4	かご内装・照明・ファン
5	かご操作盤・表示ランプ
6	かごの戸・敷居
7	戸閉め安全装置
8	ドア手動開放
9	床レベル

(3) かご上

1	かご上環境状況
2	戸の開閉装置
3	ガイドシュー・ローラ
4	安全スイッチ
5	かご戸スイッチ
6	非常止め及びリンク機構

(4) 乗場

1	かご着床状態
2	戸の開閉状態
3	乗場の戸・敷居
4	乗場ボタン・表示ランプ

(5) 塔内・ピット

1	塔内・ピット内環境状況
2	主索(ロープ)・調速機ロープ
3	ガイドレール
4	つり合おもり
5	ドアインターロックスイッチ
6	上・下部リミットスイッチ
7	非常止装置
8	移動ケーブル
9	緩衝器
10	各テンションプーリ

(6) その他

1	各種標識の掲示等
2	現行法

第9条 故障修理

本作業点検時または点検時以外でも、エレベータが故障した場合は、速やかに監督職員と協議を行い、その指示に従うものとする。その場合は契約変更の対象とする。
また、定期点検予定の1週間以内であれば定期点検を同時に実行するものとする。

第10条 部品交換

下記に示す部品について取替を行うものとする。

また、点検時に不具合等が確認された場合には監督職員と協議の上、部品交換を行うこととする。その場合は契約変更の対象とする。

【対象部品】

1	制御盤内定電圧電源装置	1式
2	停電灯装置用バッテリー	1個
3	外部連絡装置用バッテリー	1個

第11条 定期自主検査

建築基準法に基づく、定期自主検査の代行を受注者により行うものとする。

定期自主検査は有資格者が実施するものとし、検査書類は受注者の様式によるものとする。

第12条 点検時報告

本作業点検時に障害や劣化箇所等が確認された場合、速やかに電話にて報告後、メール(写真を添付)にて監督職員へ報告を行うものとする。

第13条 提出書類

受注者は、契約締結後及び業務完了後に速やかに次の図書を提出する事。

- (1)履行計画書 :1部(契約後30日以内)
ただし、4月期点検の3日前までの提出とする
(2)点検業務報告書(毎月) :1部(点検後7日以内)
(3)業務履行写真(各月主要部分) :1部(点検後7日以内)
(4)その他監督職員が指示するもの :各部(その都度)

第14条 疑義

本特記仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ決定するものとし、受注者の一方的解釈によってはならない。

第15条 実施条件

本業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのためには必要な措置を講ずること。

関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定(例:メールであればBCC)を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

第16条 受注者の責務

本作業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成27年11月2日内閣府訓令第39号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL:<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taiyoryo.pdf>

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するため必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があつたとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。

平成21年 6月 9日
改正 平成21年 9月10日
平成23年 4月20日
平成24年12月25日
平成29年12月21日
最終改正 令和 5年 9月 7日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考>予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 （略）
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- 一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者
- 二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月6日付け国官会第22号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題な

いと認めた者

- 三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者
- 四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者
ただし、管内だけでは十分な参加者が見込めないと判断した場合はこの限りではない。
- 五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- 六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

- 第4条 毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。
なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。
- 2 見積書は、前項の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。
見積書の提出は、直接持ち込み、郵送、メール又はFAX※する。ただし、FAXの場合は、契約の相手方とならなかつた場合でも、後日必ず見積書の正を提出すること。また、見積書は余白に「責任者の部署及び氏名、担当者の部署及び氏名並びに連絡先」を記載することにより押印を省略できるので、メールによる提出の場合はこれによること。
なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。
※ FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。
- 3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。
<予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。）第4条参照>
- 4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。
- 5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。
- 6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。
<心得第5条参照>

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積
- 三 記名及び押印(ただし、第4条第2項の記載により押印省略した場合を除く。)を欠く見積
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

- 2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。
- 3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。